

平成24年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	災害救助費等負担金		担当部局庁	社会・援護局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	昭和22年度		担当課室	総務課災害救助・救援対策室		古都 賢一		
会計区分	一般会計		施策名	VII-3-1 災害に際し応急的な支援を実施すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	・災害救助法第36条 ・武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(国民保護法)第168条第2項		関係する計画、通知等	・災害救助費の国庫負担について ・災害救助費等負担金(国民保護訓練経費)の国庫負担について				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	(災害救助費) ・災害に際して、国が地方公共団体等の協力の下に、応急に必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。 (国民保護訓練経費) ・国民保護法第42条第1項の規定に基づき、地方公共団体における武力攻撃事態等への対処能力の向上を図ることを目的とする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	(災害救助費)別添のとおり (国民保護訓練経費) ・武力攻撃事態等において、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に行うための救援に係る訓練を実施する。 (1)訓練に係る費用は地方公共団体が支弁 (2)地方公共団体の職員の給料等、国民保護法施行令第51条で定める費用を除き、国が負担(補助率 10/10)							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
		補正予算	202	202	202	202	202	
		繰越し等	242	30099	1877			
		計	444	30402	2439	202	202	
	執行額	407	30401	2439				
	執行率(%)	92%	100%	100%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		成果実績	単位	21年度	22年度	23年度	目標値(年度)
	災害救助法に基づき、災害に際して地方公共団体等が行った災害救助等に要する費用の一部を国が負担するものであり、成果指標の設定になじまない			-	-	-	-	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		活動実績 (当初見込み)	単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	災害救助法に基づき、災害に際して地方公共団体等が行った災害救助等に要する費用の一部を国が負担するものであり、成果指標の設定になじまない			%	-	-	-	(-)
単位当たりコスト	-		算出根拠	-				
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	災害救助費	200	200					
	国民保護費	2	2					
計	202	202						

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	災害にかかり、現に救助を必要とする者に対して、避難所の設置等の応急救助を実施するものであり、東日本大震災の教訓も踏まえ、国民のニーズがあり、優先度が高い事業である。。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	災害救助法の趣旨・目的に照らして、国が地方公共団体へ国庫補助すべき事業である。
	－	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、使途、費目	－	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	
	－	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	－	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	－	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	災害救助に必要な費目に限定されている。
活動実績、成果実績	－	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	
	－	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	－	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	－	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名	
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	仮設住宅として救助を必要とする者に提供されている。
点検結果	<p>本事業は、災害に際し、現に救助を必要とする者に対し、応急救助を実施するものであることから、コストの削減等の点検にはなじまない。また救助に当たっては法に基づき、適切に行われている。</p>		
予算監視・効率化チームの所見			
現状通り	<p>本経費は、予見できない災害の発生に備えた経費であるため、効率化は困難であり、東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費以外にも、引き続き一定の予算額を確保する必要がある。</p>		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
現状通り	<p>・引き続き一定の予算額を確保</p>		
補記（過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	-	平成23年行政事業レビュー	388

※平成23年度実績を記入

厚生労働省
2,439百万円

①災害救助法に基づく救助を実施した都道府県に対し、災害救助法第36条に定める国庫負担額
②国民保護法第168条第2項に基づく訓練費用(救援)に係る国庫負担額を交付



A 9県
①災害救助法に基づく救助を実施した都道府県
2,439 百万円

※福島県分629百万円のうち
425百万円は東日本大震災分
として執行

資金の流れ
(資金の受け
取り先が何を
行っているか
について補足
する) (単
位: 百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の
 金額が支出されている者につ
 いて記載する。費
 目と使途の双方
 で実情が分かる
 ように記載)

A.福島県			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費等	災害救助法に基づく救助(避難所の設置等)	590			
計		590	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入 札 者 数	落 札 率
1	福島県	災害救助法に基づく救助(避難所の設置等)	629		
2	和歌山県	災害救助法に基づく救助(避難所の設置等)	590		
3	新潟県	災害救助法に基づく救助(避難所の設置等)	508		
4	奈良県	災害救助法に基づく救助(避難所の設置等)	442		
5	三重県	災害救助法に基づく救助(避難所の設置等)	200		
6	長野県	災害救助法に基づく救助(避難所の設置等)	37		
7	鹿児島県	災害救助法に基づく救助(避難所の設置等)	29		
8	宮崎県	災害救助法に基づく救助(避難所の設置等)	2		
9	青森県	災害救助法に基づく救助(避難所の設置等)	1		
10					

災害救助法の概要

○「災害救助法」（昭和22年10月18日法律第 118号）

1 目的

災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ること。

2 実施体制

災害救助法による救助は、都道府県知事が行い（法定受託事務）、市町村長がこれを補助する。

なお、必要な場合は、救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

3 適用基準

災害救助法による救助は、災害により市町村の人口に応じた一定数以上の住家の滅失がある場合等（例 人口5,000人未満 住家全壊30世帯以上）に行う。

4 救助の種類、程度、方法及び期間

(1) 救助の種類

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| ① 避難所、応急仮設住宅の設置 | ⑥ 住宅の応急修理 |
| ② 食品、飲料水の給与 | ⑦ 学用品の給与 |
| ③ 被服、寝具等の給与 | ⑧ 埋葬 |
| ④ 医療、助産 | ⑨ 死体の搜索及び処理 |
| ⑤ 被災者の救出 | ⑩ 住居又はその周辺の土石等の障害物の除去 |

(2) 救助の程度、方法及び期間

厚生労働大臣が定める基準に従って、都道府県知事が定めるところにより現物で行なう。

5 強制権の発動

災害に際し、迅速な救助の実施を図るため、必要な物資の収容、施設の管理、医療、土木工事等の関係者に対する従事命令等の強制権が確保されている。

6 経費の支弁及び国庫負担

(1) 都道府県の支弁：救助に要する費用は、都道府県が支弁

(2) 国庫負担：(1)により費用が100万円以上となる場合、その額の都道府県の普通税収入見込額の割合に応じ、次により負担

ア 普通税収入見込額の 2/100以下の部分	—————	50/100
イ 普通税収入見込額の 2/100をこえ 4/100以下の部分	—	80/100
ウ 普通税収入見込額の 4/100をこえる部分	—————	90/100

7 災害救助基金について

(1) 積立義務（災害救助法第37条）

過去3年間における都道府県普通税収入額決算額の平均年額の5/1000相当額（最少額 500万円）を積み立てる義務が課せられている。

(2) 運用

災害救助法による救助に要する給与品の事前購入により備蓄物資とすることができる。